議員提出議案

意見書

意見書は、地方自治法第99条に基づき、市の公益に関することについて、国会や関係行政庁に対し、議会の意見をまとめて提出する文書のことです。

今定例会には3件の意見書が提出され、次の1件を可決、内閣総理大臣等へ送付しました。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案に関する意見書

令和4年6月16日に衆議院議員選挙区画定審議会から衆議院小選挙区の改定案が勧告された。同審議会では令和2年国勢調査の結果による人口が令和3年6月25日に公示されて以来、衆議院議員選挙区画定審議会設置法第2条及び第4条第1項の規定に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議を進めてきたとされている。

改定案では、1票の格差を2倍未満としたほか、小選挙区ごとの有権者数の較差が縮小され、これまで課題とされていた各小選挙区における行政区の分断が整理されるなど、一定の成果が表れている。

一方で、吉川市を含む埼玉県第14選挙区においては、現行の区割りを3分割するという大きな変化があり、戸惑いを覚えずにはいられない。

吉川市はごみ処理を埼玉県東南部5市1町で構成する東埼玉資源環境組合で行っている。消防は吉川松伏消防組合で担っている。併せて現在の小選挙区は平成の大合併以前の北葛飾郡を踏襲したものであり、この地域は埼玉県東南部地域の治水事業、農業を支える葛西用水路土地改良区事業など歴史的結びつきは強い。

選挙区の見直しは1票の格差のみでなく、当該地域の広域行政の実情や歴史的背景など十分に反映されるべきである。また、政治や選挙をわがこととして身近に感じるには当該地域の課題の一体性や、地域住民の生活圏域なども検討されるべきである。今回の改革案ではこういった点が欠けていると指摘せざるを得ない。よって、当該地域の実情を考慮した区割りに見直すことを強く要望する。

市議会豆知識　◎二元代表制と議院内閣制

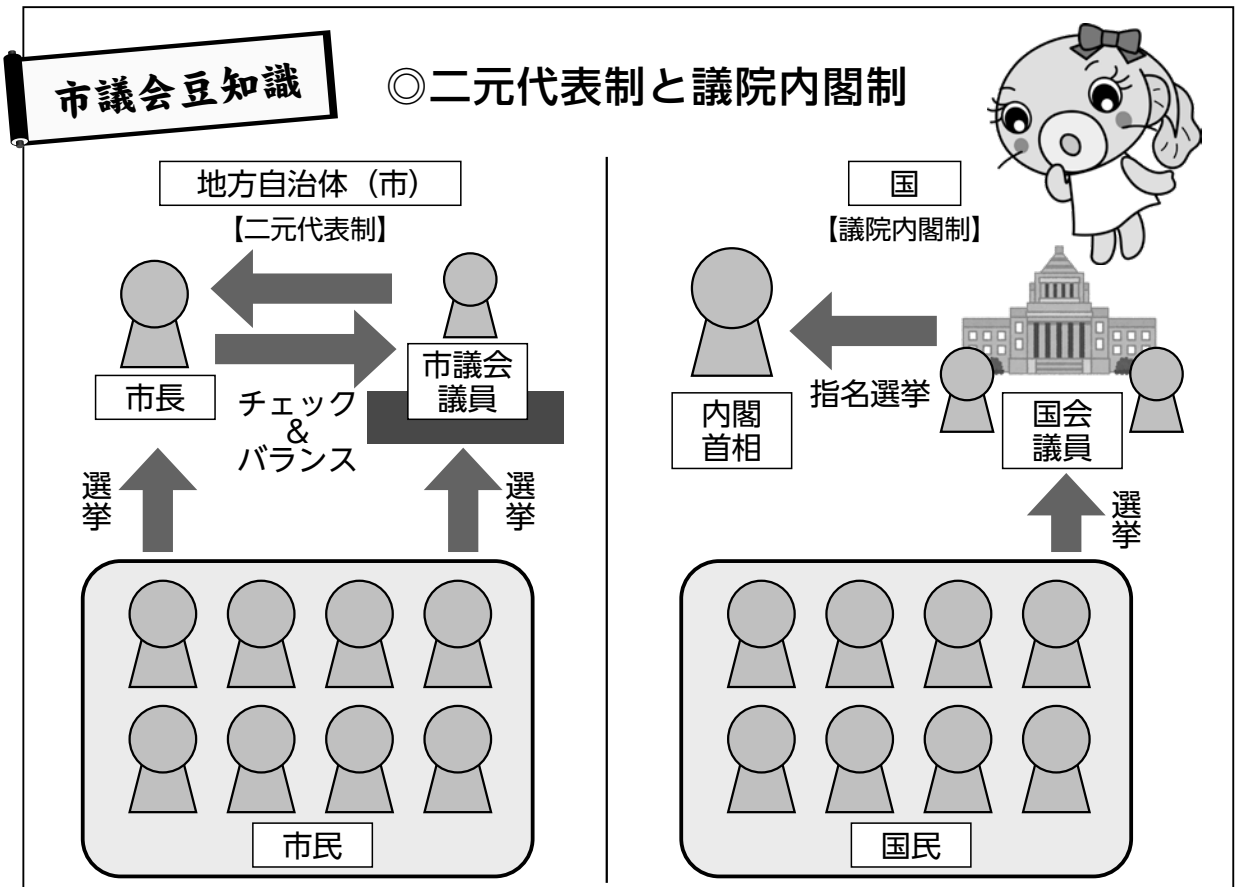

※埼玉県市議会議長会事務局職員研修会資料を基に一部修正